

第2章 宇治田原町の環境を取り巻く状況

2. 1 宇治田原町の概要

(1) 位置・地勢

宇治田原町は京都府の東南部、東経 135 度 51 分、北緯 34 度 51 分に位置し、海拔は 118 メートル（数値は町役場）である。北東部は滋賀県大津市、東部は同県甲賀市、南部は相楽郡和束町、西部は綴喜郡井手町と城陽市、北西部は宇治市と接しています。町域は東西約 11km、南北約 9km の広がりを持ち、面積は 58.26km²です。

気候は、瀬戸内気候地域に属しますが、本町は内陸部にあるため夏は暑く、冬は降雪は少ないもののやや寒い傾向にあります。

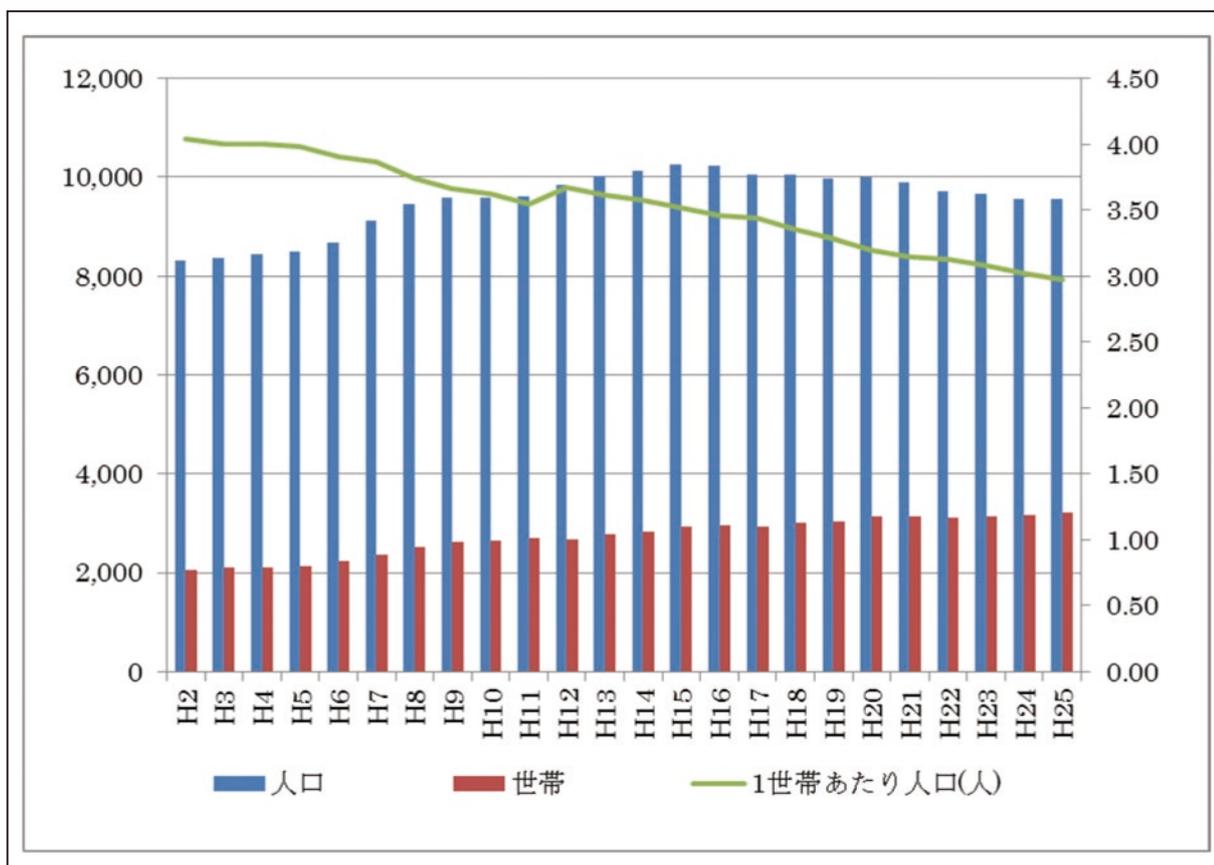
【表 2-1 宇治田原町の位置図】



(2) 人口等の動向

人口・世帯数は、平成 25 年 10 月 1 日現在で、9,568 人／3,213 世帯(推計人口)です。昭和 45 年以降人口・世帯数ともに増加してきましたが、人口については平成 15 年以降、横ばい状態からやや減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平成 25 年 10 月 1 日現在で約 2.98 人と小規模化が進んでいます。

【表 2-2 人口・世帯数と 1 世帯あたり人口の推移】

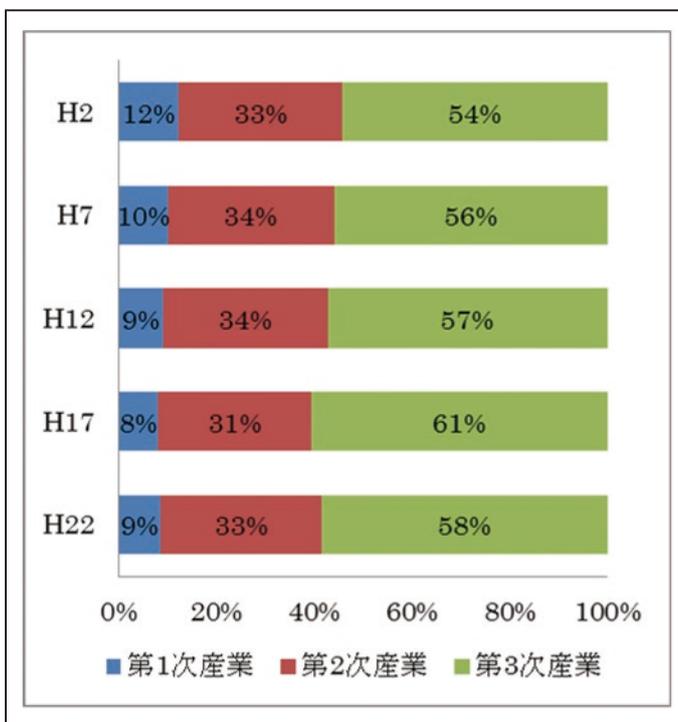


※人口・世帯数等の数値については巻末資料 4-1 を参照ください。

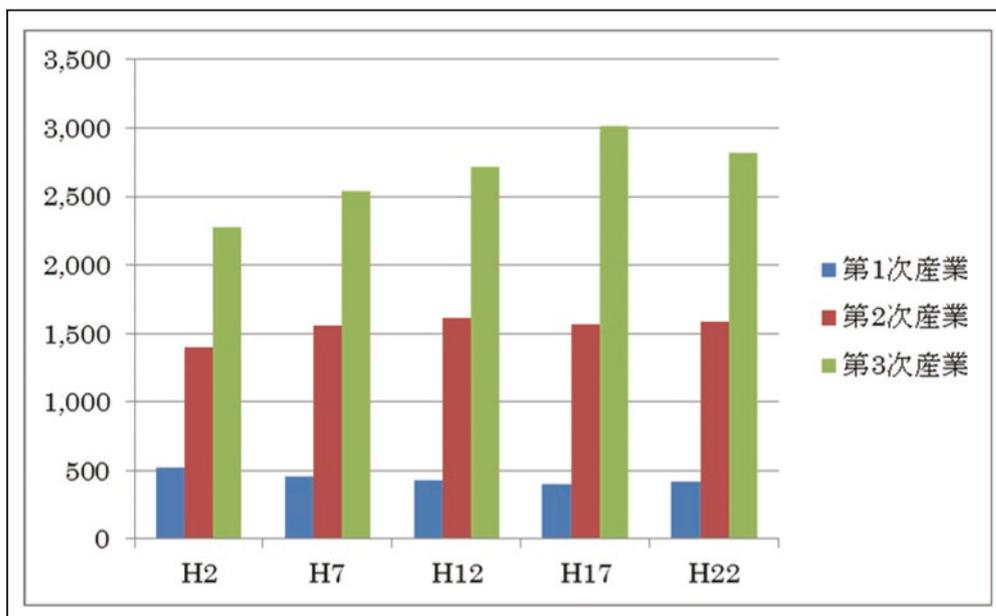
(3) 産業の動向

本町内での平成 22 年度における就業者人口については、第 3 次産業（小売業、卸売業、サービス業等）が 2,821 人(58%)と最も多く、ついで、第 2 次産業（建設業、製造業等）が 1,589 人(33%)、第 1 次産業（農業、林業）が 414 人(9%)となっています。平成 2 年と平成 22 年の産業別の就業者数を比較すると、第 1 次産業では微減、第 2 次産業では微増している中、第 3 次産業においては 542 人程増加しています。

【表 2-3 産業別の就業者割合(平成 22 年度)】



【表 2-4 産業別就業者数の推移】



※産業別就業者割合、産業別就業者数については巻末資料 4-2 を参照ください。

2. 2 環境の現状と課題

(1) 自然環境

① 動植物

宇治田原町には手つかずの自然や農地、茶園及びその付近の里山等の二次的自然環境も含めて、豊かな自然環境が残っており、ヤマセミやオシドリ、カワガラス、カリガネ草といった希少野生生物も数多く確認されています。

しかし、近年では、アライグマやヌートリア、ブラックバスなどの特定外来生物が数多く確認されています。特定外来生物が定着すると、既存の生態系や地域の農林水産業に大きな影響を与えることが懸念されています。

また、人々が自然とふれあえる施設として、やすらぎの道や末山・くつわ池自然公園等が整備され、梅や桜など季節に応じた花が咲き、花見や散策など様々なかたちで利用されています。これらの豊かな自然とふれあえる空間を引き続き、維持していくことが重要です。

【宇治田原町の自然環境】

◆ やすらぎの道（桜並木）



◆ 町内に広がる茶園



◆ 休耕田での花づくり



◆ 里山の紅葉

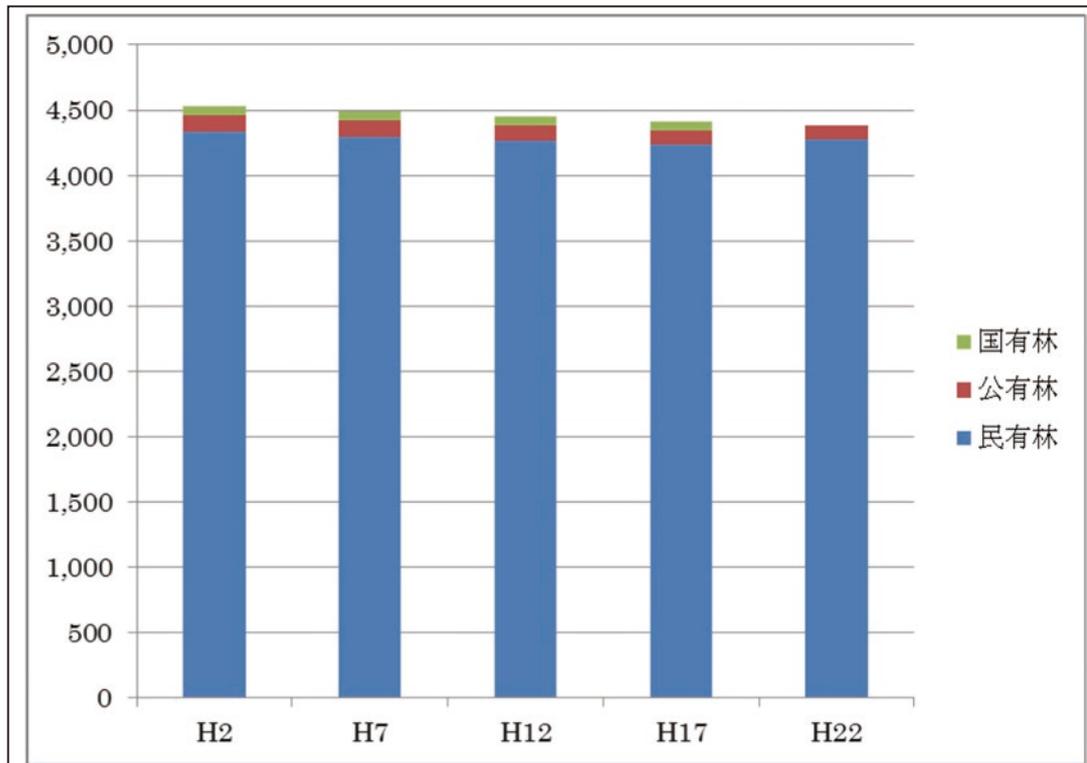


② 森林

宇治田原町内の森林面積は、平成 22 年度末で 4,385ha となっており、町面積の約 75%を占めています。また、スギやヒノキなどの人工林が森林面積の約 57%を占めています。森林は、水源の涵養・土砂の流出をはじめとする自然災害の防止、二酸化炭素の吸収、健康レクリエーションの場の提供など多面的な機能を有しています。近年の豪雨や台風をはじめとする異常気象により、自然災害が多発する中、森林の持つ多面的な機能が着目されています。

そうした中、森林を取り巻く状況は、木材価格の低迷による林業経営の悪化、森林経営者の高齢化や担い手不足などから、森林が放置され、適正な管理が行き届かない状況が多く見受けられます。これらの森林を放置しておく、私たちの安心・安全な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。国内でもこれらの森林の状況をかんがみ、森林環境税の創設やモデルフォレスト運動などを通じて、森林の整備などが進められています。森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためにも、森林の持つ重要性を認識し、森林機能の適正な維持を図っていくことが必要です。

【表 2-5 森林面積の推移】（単位：ha）



※森林面積については巻末資料 4-7 を参照ください。

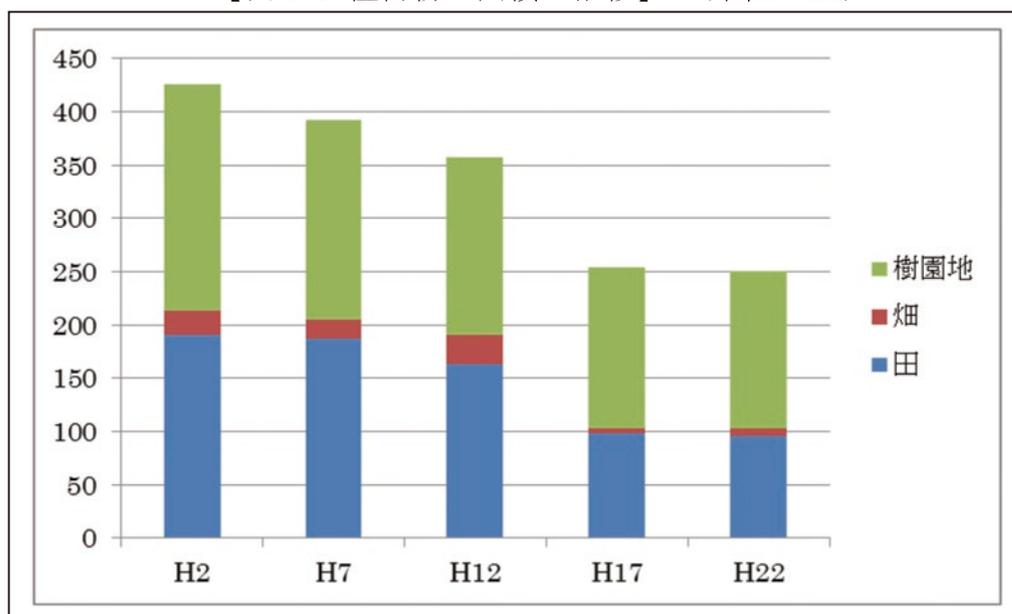
③ 農地

経営耕地面積は、平成 22 年では平成 7 年と比較すると 34%減少し 259ha になっています。要因としては農地以外の土地利用もありますが、経営されなくなり放置された農地が増加していることも大きな要因と考えられます。

また、農家戸数も農業従事者の高齢化や後継者不足の影響により減少しています。農地は多様な生物の生息環境を有し、ヒートアイランド現象の緩和、水環境の保全機能をもたらすなど、優良な農地をいかに保全していくかが課題となっています。

農地は、私たちに食料を供給するだけでなく、田園風景など町の景観を考える上でも大きな役割を占めています。この他、農業を通じ土とふれあうことは農業の振興に役立ち、環境学習の観点からも大きな役割を果たすことが期待できます。

【表 2-6 経営耕地面積の推移】（単位：ha）



※経営耕地面積については巻末資料 4-8 を参照ください。

コラム1 「宇治田原町の特産品 古老柿」

冬の味覚、年の瀬の贈答品として重宝される古老柿は町内で生産される干し柿で、禅定寺の十一面観音が少女に姿を変えて製法を教えたという伝説があります。

古老柿は、農閑期の11月から12月にかけて、皮をむいた「鶴の子」という渋柿を「柿屋」と呼ばれる棚に並べて乾燥させる独特の方法で作られ、12月中旬から翌1月にかけて販売されます。



(2) 生活環境

① 大気質

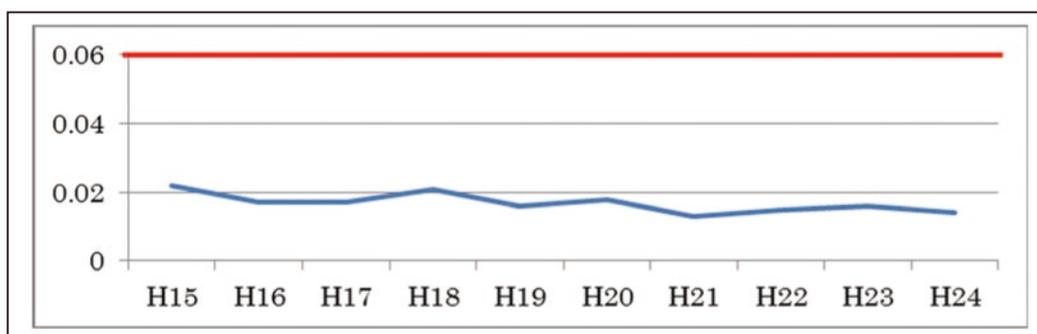
大気汚染の原因としては、工場や自動車からの排出ガスなどがあげられます。工場や自動車からの排出ガスは、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、その負荷量が削減されてきています。

宇治田原町では町内 1 箇所（宇治田原工業団地管理組合駐車場）で、大気質の調査を実施しています。大気汚染の目安となる二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の濃度は、環境基準を下回る数値を示しています。

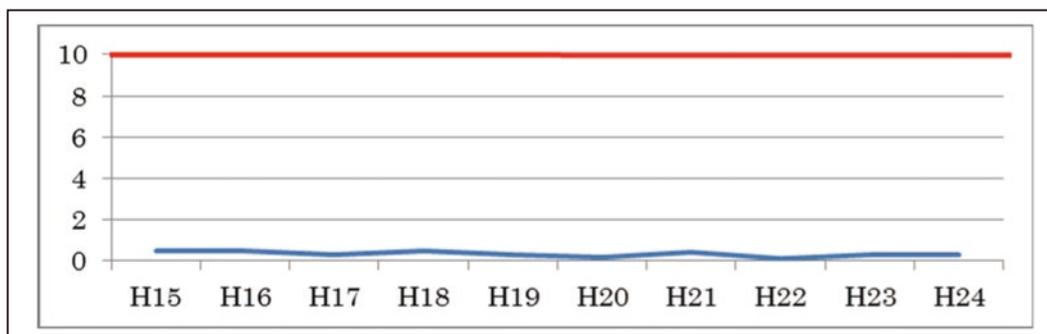
宇治田原町内では新名神高速道路をはじめ新たな道路の建設も計画されており、自動車からの大気汚染が環境に影響を及ぼさないように、引き続き大気質の監視を行い、現状の数値を維持していくことが望まれます。

近年、中国大陸において高濃度の PM_{2.5} が観測され、大気汚染への影響が懸念されております。このように、大気汚染問題は、町単独で解決することはできない広域的な課題も含んでおり、今後も京都府や近隣自治体と協力しながら、改善に向けた各種の取り組みを推進していく必要があります。

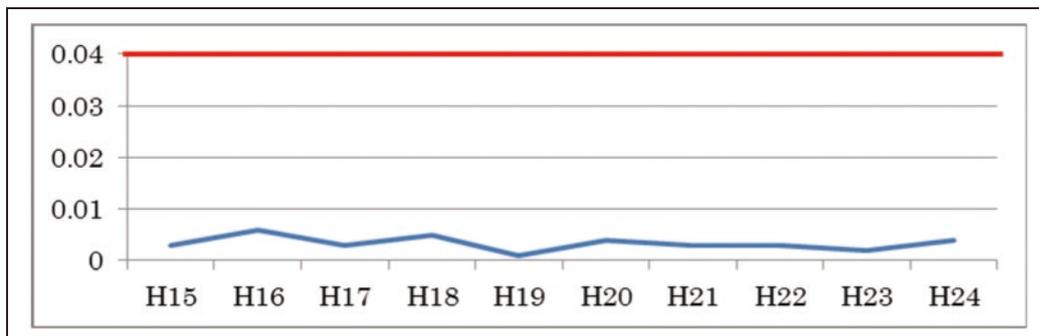
【表 2-7 二酸化窒素(NO₂)濃度の推移】(単位:PPM 環境基準:0.06PPM 以下)



【表 2-8 一酸化炭素(CO)濃度の推移】(単位:PPM 環境基準:10PPM 以下)

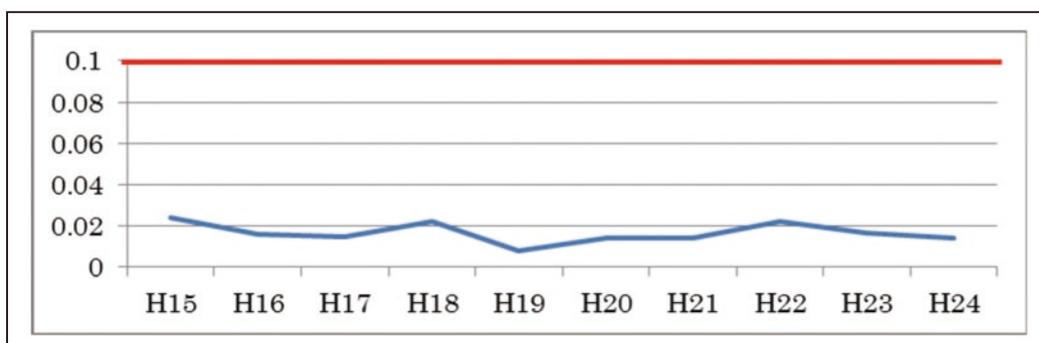


【表 2-9 二酸化硫黄(SO₂)濃度の推移】 (単位:PPM 環境基準:0.04PPM 以下)



【表 2-10 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の推移】

(単位:mg/m³ 環境基準:0.10 mg/m³以下)



※大気質の推移については巻末資料 4-13 を参照ください。



② 河川水質

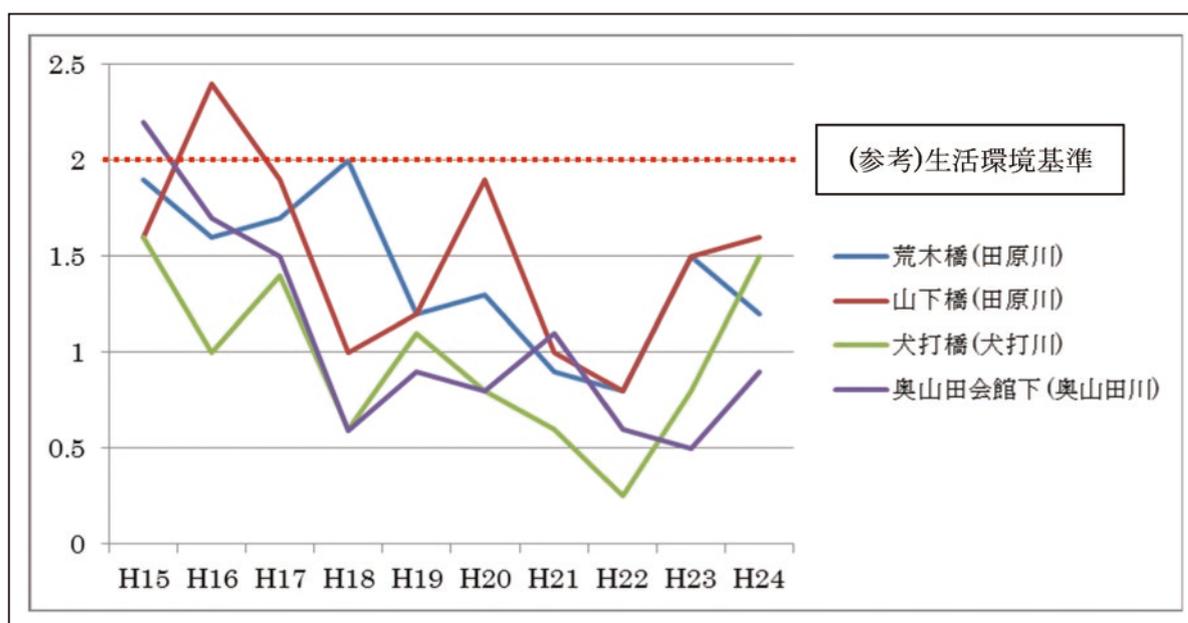
河川水質汚染の原因としては、工場排水や生活排水などがあげられます。工場や家庭からの排水については、下水道や合併処理浄化槽の整備を進めることにより、その負荷量が削減されてきています。

宇治田原町では町内 18 箇所、河川水質の調査を実施しています。河川の水質についての代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、年度により増減がみられるものの、概ね良好な数値を示しています。

きれいな水環境を確保するためにも、使った水をきれいにして川に返すことが大切です。今後も引き続き、下水道と合併処理浄化槽を効果的に整備するとともに、河川水質の監視・調査の継続実施を行い、良好な河川水質を維持していくことが望まれます。

【表 2-11 河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の推移】

(単位:mg/l (参考)生活環境基準:2.0 mg/l以下)



※河川水質の推移については巻末資料 4-14 を参照ください。

※本町内の河川については、国の生活環境の保全に関する環境基準に指定されている河川はないが、宇治川が指定されている基準を参考に比較しています。

③ 騒音・振動・悪臭

騒音・振動は、大気汚染や水質汚濁と比べて被害の範囲は局所的であり、被害の感じ方も個人差が大きいことが特徴です。騒音については、従来の事業所・工場や建設作業によるものだけでなく、ライフスタイルの変化により、店舗や近隣からの生活騒音など、発生要因が多様化してきています。

悪臭問題については、野焼きや事業場からの悪臭に関するものが多く、指導をするなどの対応をしています。悪臭は、個々人の臭いに対する感覚に左右されることや気象条件に影響を受けやすいことなどが特徴であり、その一方で生活環境の快適さに大きく影響するため、取り扱いが難しい問題です。

近隣同士のトラブルを防ぐためにも、住民や事業者のモラルの向上を図っていくことが必要です。

④ ごみの不法投棄

ごみの不法投棄は、近隣の迷惑になるほか、土壌汚染や水質汚濁にも悪影響を及ぼします。このため、不法投棄は法律によって固く禁止されており、違反した場合には懲役や罰金等の重い罰則が科せられます。

宇治田原町内でも、ごみの不法投棄が依然として後を絶たず、その手口は悪質・巧妙化しています。不法投棄の防止に向けて、町内パトロールの実施や不法投棄の多い箇所に看板を設置するなど、様々な取り組みをおこなっています。

空き地や河川敷、道路沿道などへの不法投棄に対する苦情や意見が多いため、これらの問題の解決に向けて、今後も各種の取り組みを推進し、ごみの適正な排出・処理を推進していく必要があります。

(3) 循環型社会

「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

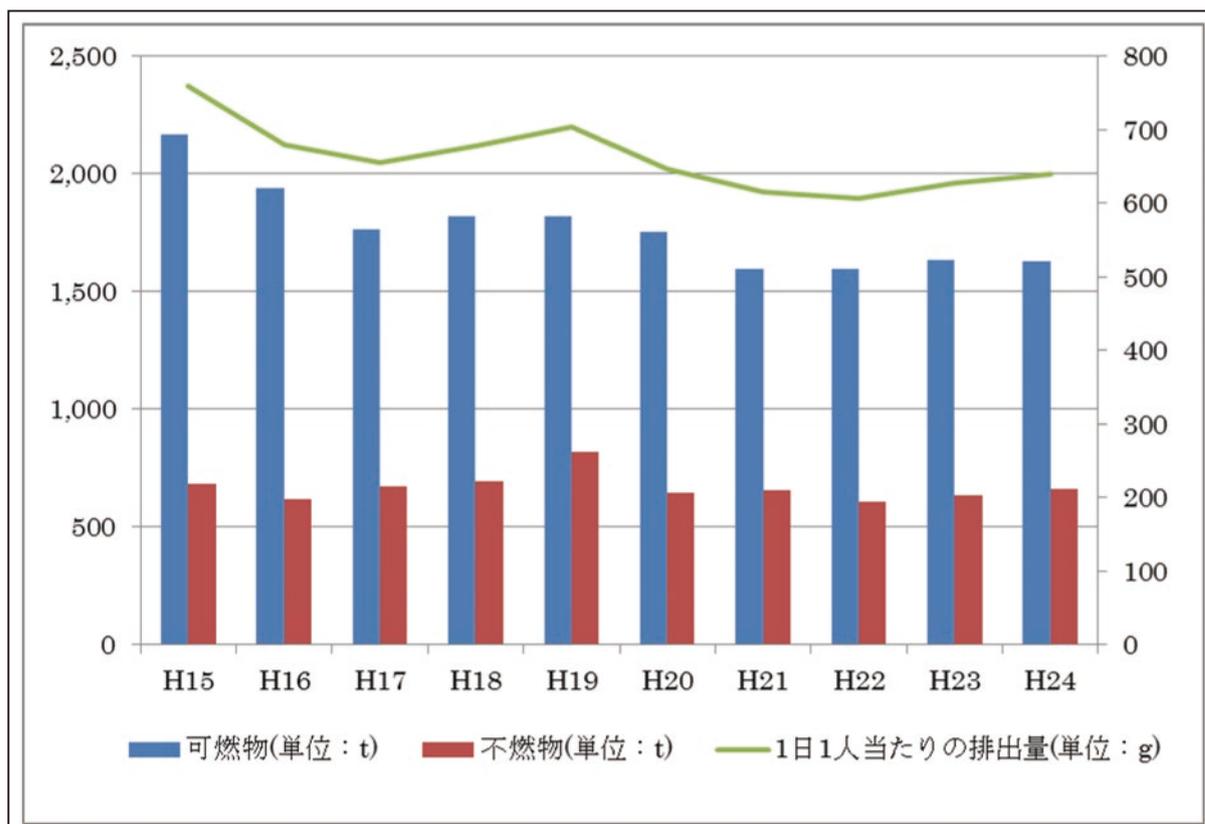
宇治田原町におけるごみの処理については、各家庭のごみの収集運搬は町が行い、焼却・埋立等の処分については近隣の宇治市・八幡市・城陽市・久御山町・井手町及び本町の3市3町で構成する城南衛生管理組合で広域処理しています。

宇治田原町では平成 21 年 1 月から、ごみ減量、分別の徹底、再資源化を図るため、家庭ごみの透明袋化を実施しました。透明袋化前の平成 19 年度のごみ排出量と比べると、平成 21 年度では 14.5%減少しました。その後、透明袋化における減量効果は定着してきており、年間のごみ総量については、横ばいの状態にあります。

ごみの資源化については、平成 17 年 1 月から町内全地域で再生可能な紙ごみ（新聞・雑誌類・段ボール）のリサイクルが実施され、平成 22 年度からは全地域で古布のリサイクルが進められています。そのほか、平成 22 年度からは全地域の公民館等に、使用済みの天ぷら油やペットボトルのキャップの回収拠点を設け、ごみの資源化の取り組みを進めています。

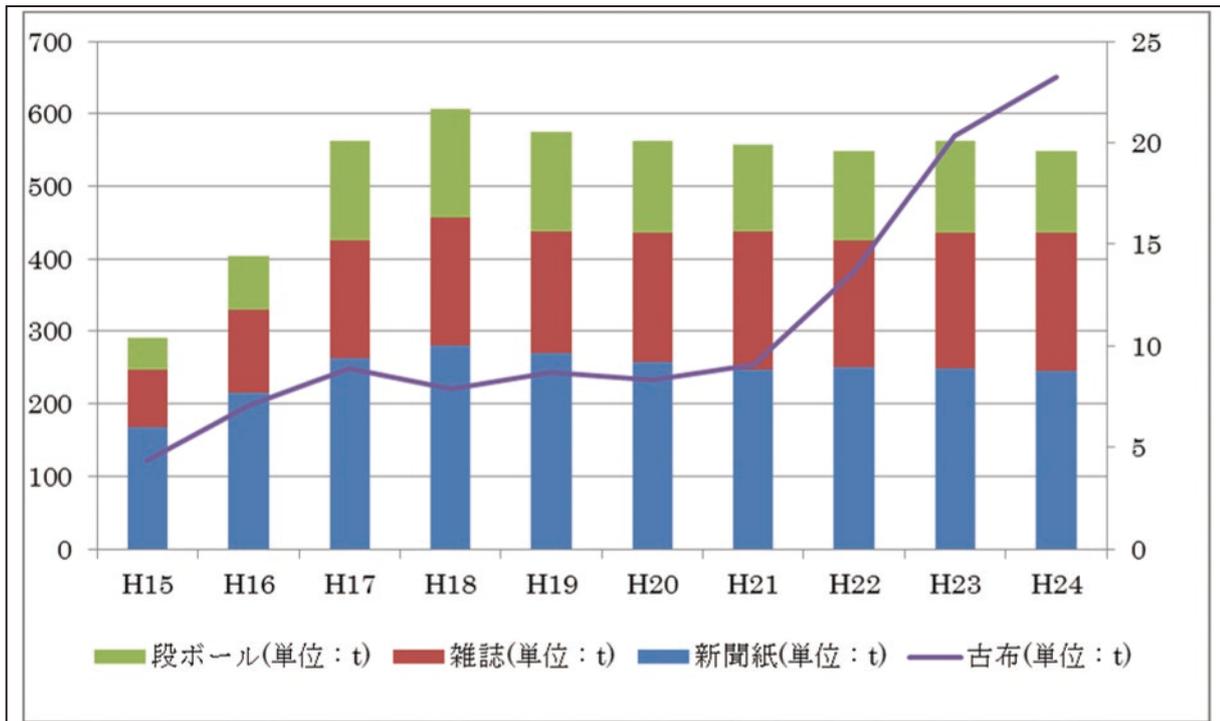
ごみの減量・再資源化については、現状にとどまらず更なる取組の推進が求められており、今後もプラスチック製容器包装物の資源化や小型家電リサイクルの取組など、住民・事業者・行政が一体となり推進していくことが重要です。

【表 2-12 ごみ排出量の推移】



※ごみ排出量については巻末資料 4-10 を参照ください。

【表 2-13 古紙・古布集団回収量の推移】



※古紙・古布集団回収量については巻末資料 4-11 を参照ください。

(4) 地球温暖化防止

① 地球温暖化

社会経済活動の増大にともない、自然環境へ過度な負荷を与えるようになった今日、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物種の急速な減少など、さまざまな環境問題が地球規模で生じています。地球温暖化は、まさに「生物の生存基盤に関わる重要な問題」であり、人類共通の緊急な課題です。

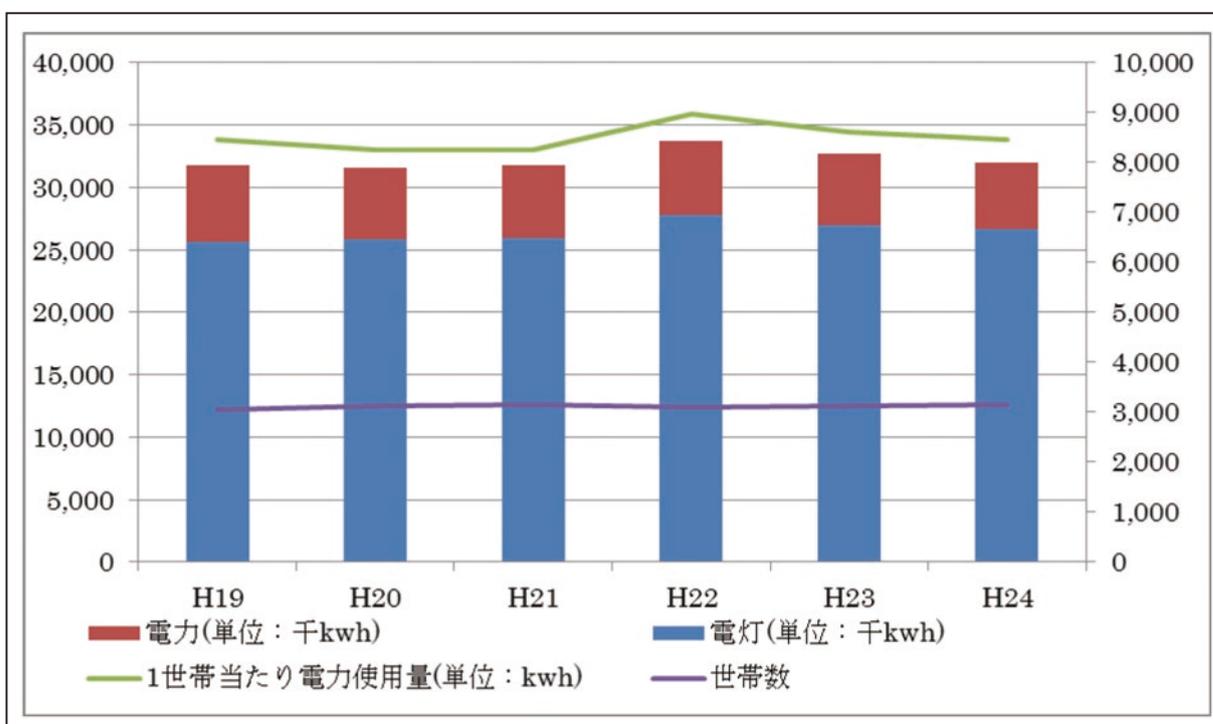
宇治田原町でも、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）や環境マネジメントシステムの実施を通じて、温室効果ガスの削減などの取組を進めています。今後も社会経済活動、生活様式などを見直し、環境への負荷の少ないまちづくりを進めて行くことが重要です。

② エネルギー

平成 24 年度の宇治田原町内での特定規模需要を除く電灯・電力の使用量は 31,954 千 k w h となり、電力使用量は平成 22 年度をピークに減少してきています。電力使用量の増減については多様な要因により変化していきませんが、主な増減の要因としては世帯数や立地企業数などの要因によるものと考えられます。

電気だけでなくガソリン・灯油・ガスなどのエネルギー消費による地球環境に及ぼす影響を少しでも低減させるため、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の取組を進めていくことが重要になっています。

【表 2-14 電力量の推移】



※電力量については巻末資料 4-12 を参照ください。

※電灯は主に家庭用。電力は主に工場用。

コラム2 「家庭でいちばん電気を消費するものは？」

電力をたくさん消費する家電製品を知ることにより、効率の良い省エネルギー対策につながります。家庭で使用される電力の約 4 割が冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンの 4 つに使われています。これらの家電製品で省エネ効果を高めることがポイントになります。

買い替える時には、省エネ効率の高い機器を選ぶこと、そして、冷蔵庫の適正温度を保ち、冷蔵庫の開け閉めの回数を減らすなど、少しずつ無駄を省くことで、毎月の電気代も変わっていきます。

(5) 環境学習・教育

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。これらの環境問題を解決するためには、学習会をはじめ、よりよい環境を創造する活動、自然とのふれあい活動などに自主的かつ積極的に参加することにより、住民や事業者の一人ひとりが環境保全について関心と理解を深めることが大切です。宇治田原町の環境の現状や環境問題について正しい知識を持ち、環境に配慮した生活様式の転換に向けて取り組んでいくことが望まれます。

大人だけに限らず、町の次代を担うこどもたちにも、環境についてよく学んでもらうことが望まれます。そのためには、環境学習・環境教育をより一層推進していく必要があります。

また、「エコパートナーシップうじたわら」をはじめとした各種団体等との相互ネットワークの形成と発展により、環境の保全につながる取組を継続、発展させ、パートナーシップの強化・拡大を図り、協働による環境のまちづくりを進めていく必要があります。

コラム3 「エコパートナーシップうじたわら」とは

エコパートナーシップうじたわらは、住民・事業者・行政が、参加・協働（パートナーシップ）により、環境にやさしい行動指針となる「宇治田原町環境保全計画(平成16年3月策定)」を推進するための組織として、平成16年11月29日に設立しました。

『環境について、みんなで考え、できることからはじめよう』を合言葉に、広報部会、自然・生活環境部会、循環型社会・地球温暖化防止部会の3つの部会で活発な活動をおこなっております。

また、エコパートナーシップうじたわらは、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められている、地球温暖化対策地域協議会にも位置づけられています。日常生活に関する地球温暖化対策について協議・実践する組織としても活動を行っています。

主な活動内容

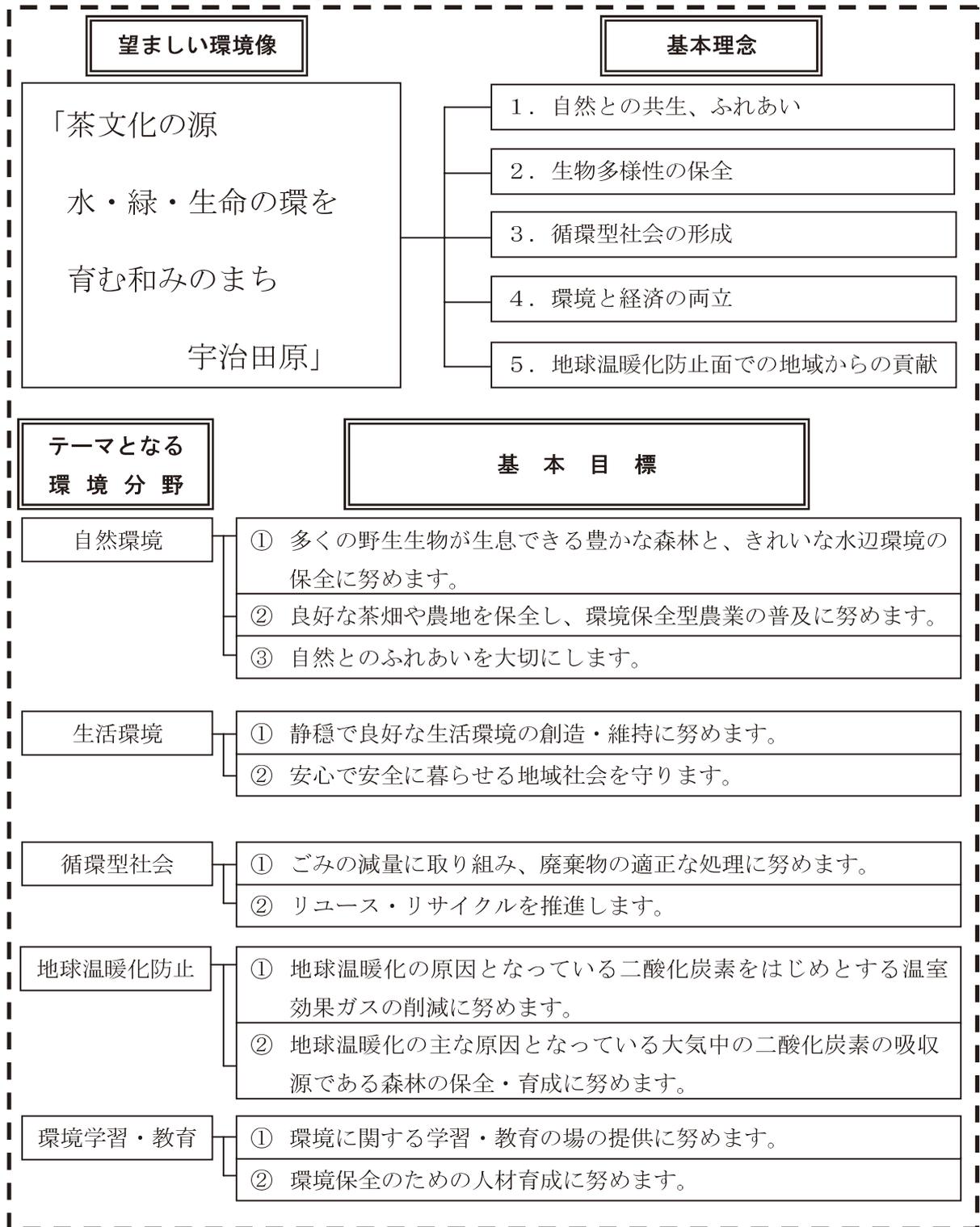
- ◇ 自然環境ハイキング、野鳥観察会
- ◇ ホタル学習会、どんぐりの森づくり
- ◇ エコキャップ、廃食油の回収運動
- ◇ エコクッキング
- ◇ 会報誌発行、環境出前講座



2. 3 第1期計画の取組

ここでは第1期計画（前計画）の期間におこなった主要な取組について整理をおこないます。

【表 2-15 第1期計画の体系】



(1) 自然環境

①多くの野生生物が生息できる豊かな森林と、きれいな水辺環境の保全に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・公共下水道の整備及び合併浄化槽の設置推進を行いました。・町内主要河川の定期的な水質調査を行いました。・モデルフォレスト、どんぐりの森づくり、林業のつどいなどの森林とふれあうイベントを行いました。・森林施業や森林施業路の整備に支援するなど森林保全の推進を行いました。
②良好な茶畑や農地を保全し、環境保全型農業の普及に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・農地バンク制度を創設し、農地の貸し借り制度の充実を行いました。・地元産農作物の学校給食利用や生産者からの食材に係る学習会を通じて、食育の推進を行いました。・茶摘み体験イベントやふるさとまつりを通じて、地元産農作物の普及を行いました。
③自然とのふれあいを大切にします。
<ul style="list-style-type: none">・野生生物の生息調査を行い、宇治田原町野生生物レッドデータブックを作成しました。・田原川の生き物調査やホタル学習会を通じて、自然とのふれあいイベントを行いました。

(2) 生活環境

①静穏で良好な生活環境の創造・維持に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・宇治田原町まちをきれいにする条例を施行し、ごみのポイ捨てやペットの糞放置の禁止の啓発を行いました。・野焼きなどの迷惑行為者への指導を通じて、良好な生活環境の維持を図りました。・大気質の定期的な測定を行いました。
②安心で安全に暮らせる地域社会を守ります。
<ul style="list-style-type: none">・事業者と環境保全協定の締結や、不適正な事業活動への指導など公害防止の推進を行いました。・不法投棄多発箇所への監視カメラや防止看板を設置し、関係機関とともに不法投棄パトロールを行いました。

(3) 循環型社会

①ごみの減量に取り組み、廃棄物の適正な処理に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理機補助制度による支援や生ごみの水切りの啓発を行いました。・紙ごみリサイクルの推進などによりごみの減量を行いました。・家庭ごみの透明袋化を実施し、分別の徹底の啓発を行いました。

②リユース・リサイクルを推進します。

- ・古紙や古布の集団回収を支援し、紙ごみリサイクルの推進を行いました。
- ・廃食油やエコキャップの拠点回収など、リサイクルの推進を行いました。
- ・ミスコピーの裏面使用など、リユースの推進を行いました。

(4) 地球温暖化防止

①地球温暖化の原因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減に努めます。

- ・地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を策定し、電気・ガソリン・ガス・ごみ等の削減を行いました。
- ・公共施設への太陽光発電システムの導入や家庭用太陽光発電設置費補助制度を創設し、再生可能エネルギーの導入の推進を行いました。
- ・ノーマイカーデーやエコドライブの推進を行いました。
- ・低公害車や低燃費車の導入やグリーン購入を推進しました。

②地球温暖化の主な原因となっている大気中の二酸化炭素の吸収源である森林の保全・育成に努めます。

- ・モデルフォレスト、どんぐりの森づくり、林業のつどいなどの森林とふれあうイベントを行いました。
- ・森林施業や森林施業路の整備に支援するなど森林保全の推進を行いました。
- ・公共施設への地元産材の利用や薪ストーブ補助制度の創設を行いました。

(5) 環境学習・教育

①環境に関する学習・教育の場の提供に努めます。

- ・町環境保全計画の推進母体として、「エコパートナーシップうじたわら」を設立し、各種環境保全の取り組みを行いました。
- ・「エコパートナーシップうじたわら」と連携し、環境イベント(エコハイキング・エコクッキングなど)や環境学習の場(ホテル学習会・どんぐりの森づくりなど)を開催しました。
- ・クリーンキャンペーンや花いっぱい運動など地域住民とともに環境美化活動を推進しました。

②環境保全のための人材育成に努めます。

- ・環境マネジメントシステムの普及啓発を行い、行政でも KES を取得しました。
- ・「まちをきれいにする推進員」や「エコ推進員」を設置し、地域における環境活動リーダーの育成を行いました。